

環境にやさしい配慮指針

草津市環境配慮指針

平成10年4月

草 津 市

目 次

第1章 環境にやさしい配慮指針とは.....	1
第2章 環境配慮指針の組立.....	2
第3章 環境配慮指針の基本的考え方.....	4
第4章 環境配慮指針.....	7
1 市民向け環境配慮指針.....	7
2 事業者向け環境配慮指針.....	12
3 行政向け環境配慮指針.....	20

第1章 環境にやさしい配慮指針とは

(1) 環境にやさしい配慮指針とは

今日、大きな課題となっている地域から地球までの環境問題の多くは、人の活動にその原因があり、環境の自己再生産能力の範囲を超えた経済開発により、環境の悪化をもたらしました。

環境を保全・回復し、健全で快適な環境を将来の市民へと継承していくためには、事業活動、日常生活等において環境へ配慮した活動を定着させていくことが必要です。

環境にやさしい配慮指針は、草津市に関わる市民、事業者、行政の各主体それぞれが、環境保全に対する意識を高め、よりよい環境を保全・創出していくために配慮すべき事項を示したものです。

なお、環境にやさしい配慮指針（以下「環境配慮指針」という。）は、草津市環境基本条例第9条の規定に基づいて策定したものです。

(2) 環境配慮指針の位置づけ

現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された草津市環境基本条例において、「すべての市民が健全で、快適な環境を享受することができるよう、市、市民および事業者がそれぞれの責務を自覚し、自らの行動や事業活動を環境面から見直し（後略）」という基本理念を踏まえ、環境配慮指針の策定とその尊重・遵守が規定されています。したがって、この環境配慮指針は草津市環境基本条例に基づいた環境保全を推進するための具体的な施策のひとつとして位置づけることができます。

(3) 環境配慮指針の性格

環境を保全するために、環境基本法をはじめとして様々な環境分野にわたる法令が既に整備されていますが、その中で環境へ重大な影響を与える行為に対する規制や禁止が定められています。

この環境配慮指針は、各主体の環境保全に対する意識を高め自主的な行動を引き出し、良好な環境の保全と創造を誘導するためのものであり、既成法令の枠を超えて禁止や制限を定め市民や事業者に義務を課すというものではありません。

第2章 環境配慮指針の組立

(1) 主体別環境配慮指針

市民、事業者、行政は各々の活動の内容に応じて、環境保全への配慮内容も異なるため、以下の主体ごとに配慮事項を示しました。

①市民

○草津市民

衣・食・住・労・遊・学の生活の各側面での環境への影響は、無視できない存在です。したがって、ライフスタイルを環境にやさしいものに変換するためにすべての草津市民を対象とした環境分野別の配慮事項を示しました。

○来訪者

事業活動、教育文化、娯楽等の様々な機能が集中する草津市へ、市外から流入する定期・不定期の来訪者の行動による影響も無視できない存在です。

主な来訪者として、工場・事業所・学校への通勤者・通学者、観光やレクリエーション客、買い物客を対象とした個別の配慮事項を示しました。

②事業者

○一般事業者

材料の調達から生産、流通、販売、廃棄の各段階での事業活動において、環境への負荷が生じることから、草津市を事業活動の場としているすべての事業者を対象にした環境分野別の配慮事項を示しました。また、草津市の特性からみて影響が大きい事業者である果物・野菜栽培・稲作等の農業事業者、電器・機械等の製造事業者、立地が進む大規模な商業・サービス事業者、大学について、個別の配慮事項を加えました。

○開発事業者

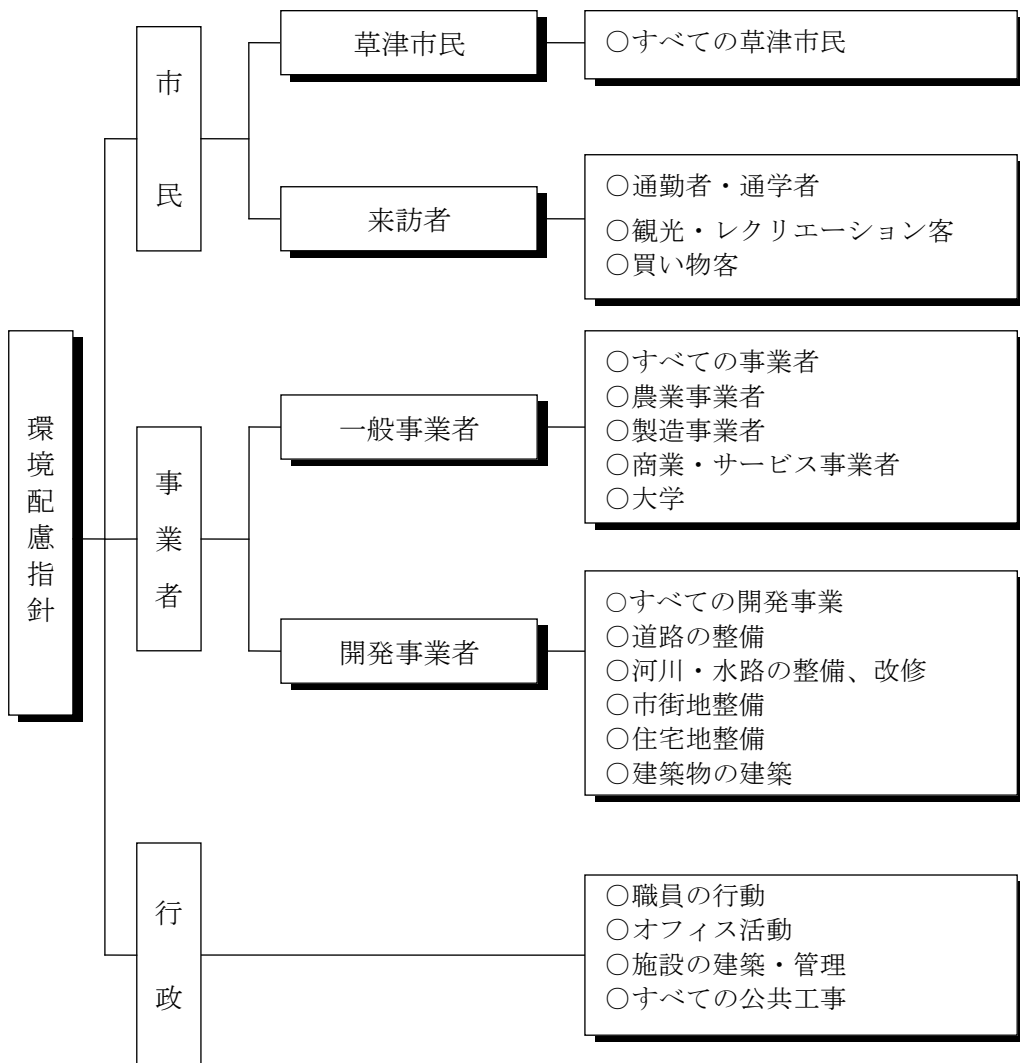
開発事業（土地の改変、施設の立地）は、直接自然環境を改変するなど環境へ与える影響が大きな事業活動であり、計画から実施、実施後の運営管理までの各段階で環境への配慮が必要となります。草津市では人口増加が続き、丘陵地から市街地、湖岸までの各所で様々な開発事業が進んでおり、今後もこの傾向は続くものと考えられるため、すべての開発事業者を対象に環境分野別の配慮事項を示しました。

この配慮事項に加え、道路、河川、市街地整備、住宅地整備、建築物の建築について、個別の配慮事項を加えました。

③行政

市役所をはじめ、市立図書館、各公民館、保育所、学校等の施設は、草津市最大の事業所のひとつであり、物を消費し廃棄物を生じさせる消費者として、公共工事を通じての開発者として、直接的な環境への負荷を生じさせています。また、許認可や行政指導等を通じて、市民・事業者の活動への影響力をもっています。

これらのことから、市民、事業者を誘導する主体として、行政が率先して取り組む配慮事項を示しました。



■ 環境配慮指針の構成

第3章 環境配慮指針の基本的考え方

(1) 環境配慮が必要な環境の分野

環境配慮指針の対象となる環境の分野は、身近な環境から地球環境までの環境問題の広がりへ対応し、かつ草津市環境基本条例の基本的施策に位置づけをされた以下の分野としました。

また、環境保全の対象分野すべてに該当する事項を共通の配慮事項として位置づけました。

①自然環境の保全

・緑、土、希少種、生物環境、水循環、人と自然のふれあい 等

②公害の防止と生活環境の保全

・大気、水質、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染 等

③資源循環・省エネルギー

・資源利用抑制・リサイクル、廃棄物の減量・発生抑制、省エネルギー 等

④アメニティ

・良好な景観の保全、歴史的・文化的遺産の保全 等

⑤地球環境の保全

・オゾン層保護、地球温暖化防止、森林資源保全、酸性雨の防止 等

⑥共通の配慮事項

・環境学習、普及啓発、環境保全体制 等

草津市環境配慮指針

草津市環境基本条例

第7条 基本的施策

- ・人と自然との豊かな触れ合いの確保、生態系に配慮した自然環境の保全と創造
- ・公害の防止および生活環境の保全
- ・資源の循環的な利用、廃棄物の発生の抑制、再利用等の推進、減量および適正処理ならびにエネルギーの有効利用
- ・良好な景観の保全および歴史的、文化的遺産の保全
- ・地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- ・環境への負荷の低減

配慮が必要な環境分野

自然環境の保全

公害の防止と生活環境の保全

資源循環・省エネルギー

アメニティ

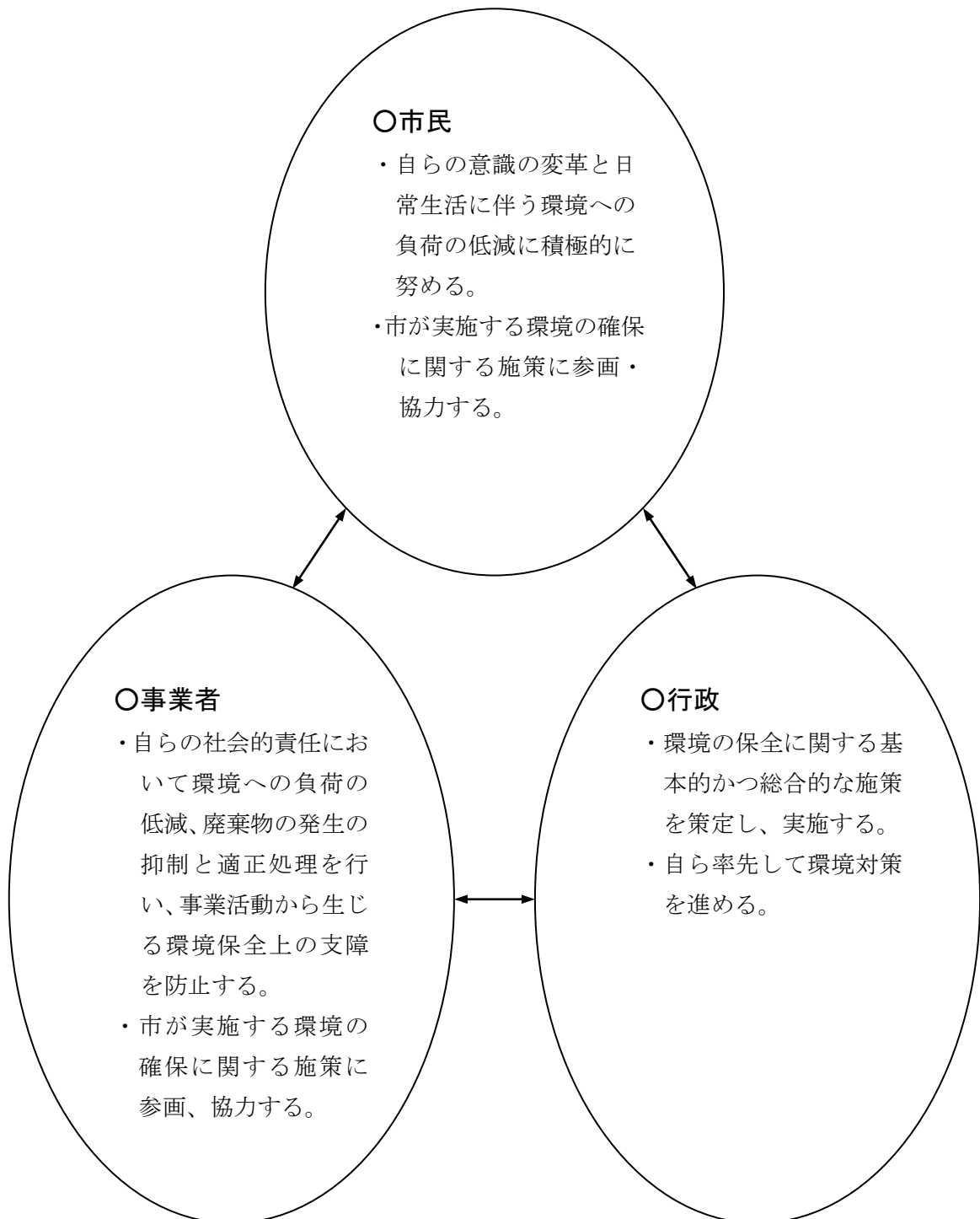
地球環境の保全

共通的配慮事項

■ 環境基本条例と環境配慮指針との関係

(2) 各主体の役割と基本的な方向

市民、事業者、行政が、それぞれの立場で、公平な役割分担により果たすべき環境配慮行動の基本的な方向は以下のとおりです。



第4章 環境配慮指針

1 市民向け環境配慮指針

(1) 草津市民

①自然環境の保全

○ 緑を増やす

緑の大切さを理解し、身近な緑を増やしたり、緑を守る運動へ参加するなど、緑化に努める。

【例】

- 居住している土地に樹木や草花を植えるよう心がけ、適正に管理する。
- 緑を守る運動などへ参加、協力するよう心がける。
- 植栽する樹木等は、在来種の中から選択するよう心がける。

○ 生き物の生息環境を守る

草津市の自然を大切にし、動植物に目を向け、また理解を深め、生き物の生息環境を守る。

【例】

- 湖岸の緑や身近な雑木林などの自然を大切にする。
- 貴重な野生の植物を抜いたり、折ったり、持ち帰らないなど、野生動植物の保護に努める。

○ 自然とふれあう

自然の大切さを学ぶ催しに参加したり、身近な自然に出かけ、ふれあう機会を増やす。

【例】

- 自然観察会等に参加し、自然や森林についての知識を深め、親しむ。

②公害の防止と生活環境の保全

○ 大気汚染の防止

環境に配慮した車の利用に心がけるなど、大気汚染物質の排出抑制に努める。

【例】

- 自動車の利用をひかえ、電車などの公共交通機関、自転車の利用や徒歩を心がける。
- 自動車を運転する際には、急加速や空ぶかし、長時間のアイドリングをしないよう心がける。
- 自動車を購入するときには、電気自動車などの低公害車を選ぶよう配慮する。
- 廃棄物の野焼きは避け、分別できるものは分別し、収集に出す。

○ 水質汚濁の防止

家庭における水利用への取組みを進め、台所排水など汚れた水が河川・琵琶湖等に流れないように努める。

【例】

- 台所に微細目ストレーナー、ろ紙等を設置して、調理くずなどを河川や琵琶湖に流さないよう配慮する。

- 汚れた食器などは、油などの汚れをふきとってから洗うよう心がける。
- 洗剤は、琵琶湖等にやさしいせっけんを使用するよう心がける。
- 側溝、河川、湖岸等にごみを捨てない。
- 下水道が整備された地域では、すみやかに接続する。
- 下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽を設置する。

○ 騒音の防止

静かな生活環境を守るために、生活の中から騒音が発生しないように努める。

【例】

- テレビやステレオの音響、洗濯機等の家庭内の騒音が、周辺住民の迷惑にならないよう使用時間帯等に配慮する。
- ペットの鳴き声で近所に迷惑をかけないよう配慮する。
- エンジンをかけたまま車を放置しないよう心がける。
- 深夜の車の利用は、できるだけひかえる。
- 自動車騒音が発生しないように配慮する。

③資源循環・省エネルギー

○ 資源利用抑制・リサイクル

限りある資源を有効に利用していくために、ものの利用の少ないライフスタイルへの見直しを図るとともに、分別収集に協力するなど、リサイクルに努める。

【例】

- 耐久消費財の購入にあたっては、長期使用型商品の購入に努め、不要になった際にはリサイクルするよう心がける。
- 新聞紙などの古紙回収に協力し、空缶、空瓶、ペットボトルなどは、再利用できるよう分別する。
- 再生パルプを使用したトイレットペーパーやリサイクル可能なビン類に入った環境にやさしい製品を積極的に使用するよう心がける。
- 草津市立「リサイクルの館」などを活用し、不用品の再利用に努める。

○ 廃棄物の減量・発生抑制

使い切りの商品や無駄なものを買わないなど、廃棄物の減量・発生抑制に努める。

【例】

- 過剰包装の商品等は、できるだけ買わないよう心がける。
- プラスチックトレイ等の回収運動に参加するよう心がける。
- 生ゴミをできるだけ減量するため、食べ残しをしないよう心がける。
- 廃食用油は回収し、石けんづくりなどに利用するよう心がける。
- 使い切りの紙製品（紙コップや紙皿等）は、なるべく使わないよう心がける。
- 買い物には、買物袋を持参するよう心がける。
- テイクアウトの飲食物の包装容器や出かけたときに生じたゴミは持ち帰るよう心がける。

○ 省エネルギー

電化製品、ガス器具等の取り扱いに配慮し、住まいの中でさまざまな工夫をこらし、省エネルギーに努める。

【例】

- 家庭用電化製品等は、こまめに電源を切るよう心がける。
- 調理は手順よく行い、ガスなどをこまめに止めるように心がけ、食器洗いはな

るべく低い温度でするよう心がける。

- 冷蔵庫にもものを詰めすぎないよう心がける。
- 冷蔵庫のとびらのむだな開け閉めをしないよう心がける。
- 自動車を運転する際には、急加速や空ぶかし、長時間のアイドリングをやめ、省エネルギー型の運転に努める。
- 冷暖房機器等の過度な使用をやめ、手入れをこまめに行うよう心がける。
- 冷暖房機器を購入する際には、エネルギー効率等確かめ、必要な大きさのものにするよう心がける。
- カーテンやブラインド、断熱材を使用して、住まいの断熱効果を高め、冷暖房機器の使用をひかえるよう心がける。
- 太陽光が取り入れやすい家の配置にしたり、太陽熱を利用するなど、省エネルギー型住宅を心がける。
- お風呂は時間をあけず続けて入るなど、余分なガスや電気を使わないよう心がける。

○ 水を大切に使う

洗面所や台所などにおける水の使い方を見直し、水を大切に使うよう心がける。

【例】

- 水道の蛇口には、節水コマ等を使用し、節水に努める。
- 歯磨き、ひげそり、食器洗い等の際には、水を流しっぱなしにしないよう心がける。
- お風呂の残り湯は、洗濯、洗車、庭木の散水等に再利用するよう心がける。
- 雨水は、庭木の散水に利用する等、有効利用を心がける。

④アメニティ

○ 良好な景観の保全

草津市の古いまち並みの保全や美しい景観の創造に努める。

【例】

- 家を建てたり、増改築をする際には、周辺景観に配慮したものとなるよう心がける。
- 古いまち並みや自然景観等を守る運動等に参加するよう心がける。
- 生け垣や修景緑化に努める。

○ 歴史的・文化的遺産の保全

草津市の歴史的・文化的遺産について学習し、それらを守り、育てるよう努める。

【例】

- 地域にある歴史的な文化財を訪ね、その歴史や価値を学ぶよう心がける。
- 歴史的・文化的資源を守る活動に参加するよう心がける。

⑤地球環境の保全

○ オゾン層保護

オゾン層保護の問題についての理解を深めるとともに、生活の中からオゾン層破壊につながる物質の排出抑制に努める。

【例】

- 環境にやさしい商品（エコマーク商品など）を購入するよう心がける。
- 冷蔵庫などの特定フロン使用製品の廃棄に際しては、特定フロンの回収が可能なルートで廃棄するよう心がける。

○ 地球温暖化防止

省エネルギーを心がけて、二酸化炭素などの地球温暖化物質の排出抑制に努める。

【例】

- 効率的な自動車の利用を心がける。
- 太陽光の利用など自然のエネルギーを利用するよう心がける。
- 省エネルギー型器具を購入するよう心がける。

○ 森林資源の保全

森林資源を保全し、その有効な活用を図る。

【例】

- 新聞・雑誌・木製品等のリサイクルに努める。
- 使い切りのコップや割りばしなどをできるだけ使用しないよう心がける。
- 紙の使用については、できるだけ再生紙を利用するよう心がける。

⑥ 共通の配慮事項

環境問題の現状と動向、暮らしと環境との関わりを認識し、環境にやさしいライフスタイルの定着化を図るよう心がける。

【例】

- 環境家計簿等を利用するなど、環境からみたくらしの点検を行うよう心がける。
- 家族や地域の人と地域の環境問題について話し合うよう努める。
- 環境問題に関する学習会やイベント等の環境学習事業に参加するよう心がける。
- 絶滅のおそれのある動植物を使った商品を購入・使用しないよう心がける。
- 生態系の物質循環について理解し、現在の環境問題解決のための実践につなげるよう心がける。

(2) 来訪者

1) 通勤者・通学者

○ 通勤・通学への配慮

通勤・通学の際には、公共交通機関等を利用するなど、環境への負荷を減らすように配慮する。

【例】

- 自動車の利用をひかえ、電車やバス、自転車、徒歩による通勤・通学に努める。
- テイクアウトの飲食物の包装容器等の廃棄物は、持ち帰るよう心がける。

2) 観光・レクリエーション客

○ 自然とふれあう

地域の自然、生活環境の保全を尊重した観光・レクリエーション活動を行うよう心がける。

【例】

- 電車やバス、徒歩、自転車による観光、レクリエーションを心がける。
- むやみに植物をとらないなど、野生動植物の保護に努める。
- 釣りなどレジャーの際にでた不要なものは必ず持ち帰るように心がける。

- テイクアウトの飲食物の包装容器等の廃棄物は、持ち帰るよう心がける。

○ 環境学習の推進

草津市の自然や歴史、琵琶湖等を通じて環境学習を行うよう心がける。

【例】

- 草津市立水生植物公園みずの森、滋賀県立琵琶湖博物館、滋賀県立水環境科学館等を利用して、草津市や琵琶湖の自然を知り、楽しみ、正しい自然とのふれあい方を学習するよう心がける。
- 草津宿本陣等の歴史的・文化的遺産を訪れ、学ぶよう心がける。

3) 買い物客

○ 製品の購入

環境に配慮された製品の購入に努める。

【例】

- 環境にやさしい商品（エコマーク商品など）の購入に心がける。
- 過剰包装の商品等は、できるだけ買わないように心がける。

○ 省資源・省エネルギー

消費者として、資源・エネルギーの有効な利用を心がける。

【例】

- 自動車の利用をひかえ、電車やバスなどの公共交通機関、自転車、徒歩による買い物に努める。
- 買い物には、買物袋を持参するよう心がける。
- 再生資源利用製品を購入するよう心がける。

2 事業者向け環境配慮指針

(1) 一般事業者

1) すべての事業者

①自然環境の保全

工場・事業所内の緑化に努めるとともに、草津市の自然について理解を深め、その保全活動に協力するよう努める。

【例】

- 敷地内の緑化を推進し、その管理・育成に努める。
- 河川、湖岸など地域の清掃活動等へ参加するよう努める。
- 自然とふれあうレクリエーション活動への参加を推進する。

②公害の防止と生活環境の保全

水質汚濁物質、大気汚染物質、悪臭物質、騒音、振動等の発生抑制に努める。また、自動車の利用をできるだけひかえるなど、適正利用に努める。

【例】

- 保有する車両の適正な維持管理に努める。
- 自動車を購入するときには、電気自動車などの低公害車の導入に努める。
- 事業活動にともなう排水対策、地下水汚染対策、大気汚染対策、悪臭防止対策、騒音対策、振動対策等に努める。
- 薬品や原材料の適正な管理に努める。

③資源循環・省エネルギー

節電、節水を推進する。また、事業所で古紙等のリサイクルに努める。

【例】

- コピー用紙等は、再生紙を使用するとともに、不要になった際にはリサイクルするよう努める。
- リサイクル製品等の環境にやさしい製品の使用に努める。
- 照明やOA機器などの節電対策に努める。
- 事業所の建屋内の空気の流れを良くし、冷暖房の効率化に努める。
- 省エネルギー型の建物の建設・利用に努める。
- ボイラーなど冷熱源施設などは、省エネルギー型の設備を導入するように努めるとともに、適正に管理するよう努める。
- 雨水浸透枳等を設置し、雨水は地下浸透するよう努める。
- 共同輸配送など、物流の合理化に努める。

④アメニティ

まち並み、自然景観等についての理解を深め、その保全活動に協力する。また、事業所、工場等の建物は、周辺景観に配慮したものとなるよう心がける。

【例】

- オープンスペースの確保に協力する。
- 地区レベルでの景観づくりに参画するよう努める。
- 建物の外観など施設レベルの景観づくりに参画するよう努める。
- 水辺の環境の保全や緑化に努める。
- 歴史的遺産やこれを取りまく自然環境に対する従業員等の保全意識を高めるよう努める。

⑤地球環境の保全

フロンや炭酸ガスなどの温室効果ガスや窒素酸化物等の排出抑制に努めるなど、地球環境の保全に努める。

【例】

- 効率的な自動車の利用に努める。
- 森林資源の保全に係る活動に参加するよう努める。

⑥ 共通の配慮事項

環境問題への認識を高め、環境に配慮した企業活動を推進するために、環境保全に関する組織や体制の整備、経営方針の設定、従業員等への環境教育に努める。

【例】

- 事業活動についての環境監査制度の導入や環境ISOの取得に努める。
- 事業所に環境問題担当組織等を設置するよう努める。
- 従業員への環境教育に努める。
- 地域における環境保全活動に参加するよう努める。
- 生態系の物質循環について理解し、現在の環境問題解決のための実践につなげる。

2) 農業事業者

○ **環境保全型農業の推進**

農薬や化学肥料の適正使用、有機農法等に努め、環境に配慮した農業をすすめる。

【例】

- 農薬や化学肥料の適正使用に努める。
- 環境に配慮した農法について研究し実践するよう心がける。
- 代かき時に濁水が流出しないよう心がける。
- 適正な水管理に努める。

○ **自然景観の保全**

農地をはじめとした自然景観の保全に努める。

【例】

- 河川、湖岸等の清掃活動に参加するよう心がける。
- 草津の原風景である農地景観を守るよう配慮する。

3) 製造事業者

○ **環境への負荷低減**

原材料の調達から、製造、販売、廃棄までの各段階において環境に与える影響を認識し、負荷の低減を図る。

【例】

- 商品を開発、製造するにあたっては、原材料の調達から生産工程、流通、販売、廃棄まで総合的観点で、廃棄物が増えないように努める。
- 使用する原材料は、環境への負荷の少ないものへ転換するよう配慮する。
- 排出ガスや排水等を適正に維持管理するとともに、環境への負荷の低減に努める。
- 廃熱の利用や排水等の再利用に努める。
- 中水道の利用などに心がけ、水の有効利用に努める。

4) 商業・サービス事業者

○ **製品販売での配慮**

消費者にわかりやすい形で、環境にやさしい製品の販売に努める。

【例】

- 環境やリサイクルに配慮した商品の販売に努め、わかりやすい売場表示や説明を心がける。

○ **資源利用抑制**

容器包装材等の資源を有効に利用するとともに、廃棄物の減量に努める。

【例】

- 容器包装がごみにならない販売方法の工夫に努める。
- 不要な包装材の回収など、リサイクルに努める。
- 包装材の削減や簡易包装に努める。

○ **消費者への普及啓発**

消費者への環境保全に関する情報を提供し、消費者行動が環境に配慮したものとなるよう誘導に努める。

【例】

- 買物袋（プラスチック袋）の再利用に努める。
- 環境に配慮した商品の普及啓発に努める。

5) **大学**

○ **環境への負荷低減**

研究のための原材料の調達から、使用、廃棄までの各段階において環境に与える影響を認識し、負荷の低減を図る。

【例】

- 学内において、リサイクルシステムを確立するよう努める。
- 学内の売店等においては、環境に配慮した製品を販売するよう心がける。
- 学生・職員の通学、通勤には公共交通機関を利用するなど、自動車の利用をできるだけ控えるよう配慮する。
- 環境保全に向けての学内体制の整備に努める。

○ **環境問題の研究**

研究機関として環境問題に取り組むとともに、地域の事業所として、地域の環境保全に協力する。

【例】

- さまざまな環境問題の研究に取り組むよう努める。
- 地域との交流を深め、地域の環境活動に協力するよう心がける。
- 学生に対して積極的な環境教育を行うよう努める。
- 地球環境問題に関する公開講座を開く等、環境問題の啓発等を行うよう努める。

(2) 開発事業者

1) すべての開発事業者

開発事業の立地計画においては、対象地域周辺の自然環境、歴史的文化的環境、社会的環境と調和のとれた土地利用となるように配慮するとともに、開発施設の供用段階を含めて、省資源・省エネルギー、水循環、および汚染物質の排出の抑制等の環境への負荷の低減に努め、また物質循環が損なわれないように配慮する。

特に、土地の改変や大規模な施設立地を伴う開発事業では、対象地域及び周辺地域の生物生息環境や景観等に配慮し、できるだけ既存の地形、緑地等の保全に配慮するとともに、改変する場合は、当該環境の復元・回復を図るよう配慮する。

なお、開発事業の計画・実施の各段階に応じ、環境への影響と必要な配慮事項が異なることから、土地の選定・土地利用計画、建物・施設の計画や工事の実施の各段階での例を示しました。

■土地の選定や土地利用の検討段階で

①自然環境の保全

【例】

- 既存の地形や緑地を保全するよう配慮する。
- 池、湿地、小川などを保全するよう配慮する。
- 緑地、水面等の連続性を分断しないように配慮する。
- 生物の生息環境に配慮する。

②公害防止と生活環境の保全

【例】

- 周辺住民の生活環境を阻害しないよう配慮する。

③資源循環・省エネルギー

【例】

- 水源かん養に影響が大きい樹林地の保全に配慮する。
- 残土の発生等廃棄物の少ない土地利用となるよう配慮する。

④アメニティ

【例】

- 巨樹・巨木や森林、歴史的文化的資源に配慮した土地利用に努める。
- 地域の風景や景観に配慮した土地利用に努める。

⑤地球環境の保全

【例】

- 淡水資源の減少を考慮し、池、湧水等の保全に配慮する。

⑥共通的配慮事項

【例】

- 住民へ事業計画を公開するよう努める。
- 住民との意見交流等の機会を確保するよう努める。

■建物や施設の建築整備の検討段階で

①自然環境の保全

【例】

- 地域の在来植生や実のなる木などにより、敷地・建物を緑化するよう心がける。
- 水生昆虫や魚などが、生息可能な池や小川等の自然性の高い水辺を確保するよう心がける。

②公害の防止と生活環境の保全

【例】

- 大気への負荷の少ないボイラーや燃料、排ガス処理施設の整備や、排水処理施設等環境への負荷の少ない施設の整備に努める。
- 計画地内の騒音、悪臭発生施設など公害の発生が危惧される施設については、施設の配置や内容に配慮する。
- 電波障害や光害、風害等の発生の防止と対策に努める。

③資源循環・省エネルギー

【例】

- 中水道、雨水の利用、地下浸透柵の設置等水循環を心がける。
- 建物の断熱構造化、ソーラーシステム導入等によるエネルギーの効率的な利用に努める。

④アメニティ

【例】

- 周辺地域の景観に調和するよう規模、形状、色彩等に配慮する。

⑤地球環境の保全

【例】

- 地球環境を考慮した機器の使用に努める。
- 省エネルギー、省資源に考慮した建物構造や機器を設置するよう努める。

⑥共通的配慮事項

【例】

- 住民に事業計画情報を公開するよう努める。
- 住民との意見交流等の機会を確保するよう努める。
- 建築協定などを利用し、良好な環境づくりに心がける。

■工事の実施段階で

①自然環境の保全

【例】

- 周辺樹木等動植物に影響が出ないよう工事に配慮する。

②公害の防止と生活環境の保全

【例】

- 造成工事の時期や工法に注意して濁水が流出しないよう努める。
- 建設機械・車両による大気汚染、騒音・振動等の影響がでないよう努める。
- 工事現場の廃棄物を適正管理し、環境美化に努める。
- 工事の廃棄物は野焼き等を行わず、適正に処理する。
- 電波障害や光害、風害等の発生防止と対策に努める。

- 建設資材や薬品、油等が流出しないよう努める。

③資源循環・省エネルギー

【例】

- 建設副産物や残土等の建築廃棄物の再利用・リサイクルに努める。

④アメニティ

【例】

- 工事用フェンスのデザイン等は、地域景観に配慮したものとなるよう心がける。

⑤地球環境の保全

【例】

- 建設資材は熱帯材をできるだけ使用しないよう努める。

⑥共通的配慮事項

【例】

- 住民に工事状況情報を公開するよう努める。
- 住民との意見交流等の機会を確保するよう努める。

2) 道路の整備

道路の整備にあたっては、道路の位置や構造の工夫、緩衝帯の確保などにより、道路及び道路上を走行する自動車による周辺地域の大气・騒音等の環境汚染、生物の生息・生育空間の消滅・分断、自然・歴史景観等への影響を抑制するように努める。

【例】

- ルートや構造を選定するときは住居の立地状況に留意し、場合により防音壁や低騒音舗装、緩衝緑地を設置するなど周辺住民の生活環境へ影響がでないように配慮する。
- 自然地形へ調和したルート、構造で自然地形の改変をできるだけ避けるように配慮する。
- 森林や農地、川などを通過する場合は、動植物の生息域の分断を避けるように配慮する。
- 道路附属施設を地域の歴史的景観へ調和させたり、緑化の推進による美しい景観づくりを心がける。

3) 河川・水路の整備、改修

河川・水路の整備、改修にあたっては、流路の形状、川底や護岸・堤防の構造、河原や周辺の植生、橋等の施設のデザイン等に配慮する。また、水循環の源として、水生生物をはじめとする生物の生息環境として、うるおいのある快適な環境を創出する場としての河川・水路を保全するように努める。

【例】

- 流路の自由な動きを確保し、多様性に富む河川環境の保全に配慮する。
- 川底や護岸からの地下浸透を確保するなど地域の水循環に配慮する。

- 流路の整備等において、河川が持つ自然浄化機能を維持・回復できるよう配慮する。
- 生物の生息環境の消滅をできるだけ避けるように配慮する。
- 川岸の草地、川辺林等の河川周辺環境の面的な保全に努める。
- 必要な河川流量を確保し、生物の生息や河川景観に配慮する。
- 親水性護岸等の設置など、親しみやすい川づくりに努める。
- 堤防や護岸、橋等の形態・意匠の工夫、周辺の町並み等との一体化、緑化等による美しい水辺景観の創出に努める。

4) 市街地整備

再開発等市街地の整備にあたっては、周辺の既成市街地のまちなみや生活環境との調和を図るよう配慮するとともに、開発地内での資源やエネルギーの負荷抑制・循環を考慮し、快適な環境となるように配慮する。

【例】

- 積極的な緑化により、良好な市街地景観の形成に努める。
- できるだけ非舗装面積を確保するとともに、雨水浸透施設や雨水・再生水利用により水循環を心がける。
- 建物の断熱構造化、ソーラーシステム、地域冷暖房等省エネルギーシステム等によるエネルギーの効率的な利用に努める。
- オープンスペースの確保と市民への開放により、ゆとりある町並み景観づくりを心がける。
- 伝統的な町並み等への調和を図るよう心がける。

5) 住宅地整備

市民の生活の場である住宅地の整備にあたっては、その多くが丘陵地の緑地や農地等の自然的な地域を開発することから、自然環境の保全に努める。また生活の場として快適で便利な環境づくりを行うとともに、生活からの環境負荷を抑制し住民の環境保全活動をバックアップできるような基盤整備に努める。

【例】

- 周辺の自然環境や歴史的文化的環境、既存住宅地・集落の生活環境と調和するよう配慮する。
- 住宅や広場、公園等の緑化、池や水路等水辺の確保により生物が豊かで、美しい住宅地となるよう配慮する。
- 住戸の配置については、オープンスペースを確保するなど近隣騒音や道路騒音の影響がでないように配慮する。
- できるだけ非舗装面積を確保するとともに雨水浸透施設や雨水・再生水利用により水循環を心がける。
- 廃品回収やリサイクル運動等の住民の環境保全活動が行いやすい施設の整備を心がける。

6) 建築物の建築

都市としての発展を続けている草津市では、建築物の新規建築、建て替えが盛んであり、特に大規模・中高層建築物を中心として、環境負荷の抑制や地域環境との調和等を心がける。

【例】

- 屋上等の緑化により周辺の景観等に配慮したものとなるよう心がける。
- できるだけ非舗装面積を確保するとともに雨水浸透施設や雨水・再生水利用により水循環を心がける。
- 建物の断熱構造化、ソーラーシステム、地域冷暖房等省エネルギーシステム等によるエネルギーの効率的な利用に努める。
- オープンスペースの確保と市民への開放により、ゆとりのある町並み景観づくりを心がける。
- 電波障害や光害、風害等の発生の防止と対策に努める。

3 行政向け環境配慮指針

1) 職員の行動

○ 職員の環境学習の推進

全職員が、環境保全への理解を深め環境に配慮した行動がとれるよう、幅広い環境学習活動の実施に努めるとともに、庁内推進組織の整備に努める。

【例】

- 職員研修の中で環境学習を計画的に実施するよう努める。
- 環境に関する情報を提供するよう努める。
- 外部のシンポジウム、研究会等環境学習機会への積極的参加を促進するよう努める。
- 各課単位で環境配慮率先実行推進委員等を設置し、推進に努める。

○ 職員の地域活動参加の推進

職員も地域の住民であり、地域の環境保全活動へ積極的に参加するよう努める。

【例】

- 地域で行われる河川清掃や資源回収活動等の環境保全活動に積極的に参加するよう努める。
- 環境ボランティア休暇制度の整備と積極的な運用を行うよう努める。

2) オフィス活動

○ エネルギー利用での配慮

照明、冷暖房機器等の使い方に配慮し、電気、ガス等のエネルギー需用を抑制するよう努める。

【例】

- 不要な電灯は、こまめに消すよう努める。
- ノー残業デーを実施する。
- エレベーターの運転時間の制限や階段利用運動を実施するよう努める。
- 必要以上の冷暖房はしないよう努める。
- 省エネルギータイムの導入に努める。
- 備品等は、できるだけ長期間使用するよう努める。

○ 水の利用での配慮

トイレや洗面所等での水の使い方に配慮し、節水に努める。

【例】

- 適正な水の利用方法の普及に努める。
- 水道の蛇口には節水コマ等を設置し、節水に努める。
- 雨水の有効利用を図る。

○ 紙の使用での配慮

情報機器の使用等により、紙の使用量を抑制するとともに、不用となった紙等はリサイクルするよう努める。また、コピー用紙や事務用紙等は、再生紙を利用する。

【例】

- 両面コピーを励行する。
- 会議資料、手続き資料等を簡素化し、紙の使用量の削減に努める。
- 使用済み封筒は、庁内用として再利用するよう努める。
- 庁内電子メール等の活用により、ペーパーレス化を推進する。
- リサイクル用紙の分別回収体制を確立するよう努める。
- 売店や自動販売機のカン、紙コップ等使い切り容器の使用を見直し、リターナブル容器へ切り替えるよう努める。
- できるかぎり古紙利用率の高い再生紙を使用するよう努める。
- ケナフ紙等木材以外の素材から生産された紙を使用するよう努める。
- 印刷発注時には、再生紙利用の指定をするよう努める。

○ 自動車利用での配慮

公用車、職員個人の自動車の管理と使い方を見直し、自動車利用の抑制に努める。

また、公用車の購入にあたっては、エネルギー効率が高い車や環境への影響が少ない低公害車を導入し、必要台数の見直しを進めるよう努める。

【例】

- 自動車を運転する際には、長時間のアイドリング、空ぶかし、急発進・急加速をしないように努める。
- 自動車の整備、点検を徹底するよう努める。
- ノーカーデーを設定するよう努める。
- 職員の電車、バス、自転車・徒歩通勤等を奨励するよう努める。
- 目的に応じ、公共交通機関、業務用のバイク、自転車を利用するよう努める。
- 電気自動車、天然ガス自動車等の低公害車を選択するよう努める。
- 用途に応じたサイズの自動車とし、場合によっては、自動車の代わりにバイク等の選択を行うよう努める。

○ リサイクル製品の購入の推進

庁内の物品の購入においては、環境へ配慮した製品を優先的に購入するよう努める。

【例】

- 再生品、省資源型やリサイクルの容易な製品、汚染物質を使用しない製品等（エコマーク、グリーンマークなどの認定商品）を導入するよう努める。

3) 施設の建築・管理

○ 省エネルギーへの配慮

建物構造の工夫、省エネルギー設備の導入等により、エネルギー効率の高い施設づくりに努める。また、施設で使用する電気機器や衛生機具等の購入にあたっては、省エネルギータイプや水消費量の少ない節水型のものを選択するよう努める。

【例】

- 省電力型のエレベーター、照明器具等の機器を設置するよう努める。
- ソーラー発電・給湯器等の自然エネルギー、夜間蓄湯などを利用可能な施設については、設備を導入するよう努める。
- 敷地内に樹木や池等を配置し、陽射しや熱気をコントロールするよう努める。
- 建物の断熱構造化、ひさしの確保による陽射しの低減、開口部の配置等により、自然通風の確保などに努める。
- 節水型洗濯機、節水型トイレの設置に努める。

○ **省資源への配慮**

施設の設計段階から再生品、建設残土等の有効利用を図るよう配慮する。

【例】

- 設計段階で、施設の規模や構造等を省資源の観点から検討するよう努める。
- 建設資材には、下水道汚泥タイルなどの再生品を利用するよう努める。
- 建設残土、廃材のリサイクル利用を高めるよう努める。

○ **水循環・有効利用への配慮**

水の使用量の少ない設備の導入、雨水利用や再生水の利用を行い、上水道需を抑制するとともに、建物や敷地からの雨水の浸透を進めて水循環構造の確保に努める。

【例】

- 敷地の緑化等による非舗装面積の確保、雨水浸透柵・舗装の整備による地下浸透量の確保に配慮する。
- 雨水貯留タンクの設置と散水利用等による雨水利用に努める。
- 中水道等再生水利用システムの導入に努める。

○ **環境汚染防止への配慮**

ボイラー、厨房設備等の設備から発生する大気汚染、水質汚濁等の汚染負荷物質の環境中への排出を抑制するよう、設備・機械の選択・管理に配慮する。

【例】

- 硫黄分の少ない燃料の使用やガス冷暖房の導入などにより、大気汚染物質の排出を抑制するよう努める。
- ボイラー、排水施設等の管理の適正化に努める。
- 施設から排出される廃棄物の適正な管理に努める。

○ **生き物の生息環境の保全・緑化推進**

敷地計画や施設建築設計において、既存の動植物の生育・生息環境の保全に配慮するとともに、新たな生育・生息環境の創出に努める。

【例】

- 計画時に敷地内の既存緑地、水面等を出来るだけ保全するよう配慮する。

- 敷地内の緑化、池などの水面の確保を行い、自然生態系に配慮した生物の生息空間を創出するよう努める。

4) すべての公共工事

公共工事を行うにあたり、開発事業者向け配慮事項と同様に、土地の選定・土地利用計画、建物・施設の計画や工事計画の各段階での配慮に努めるとともに、滋賀県が作成した公共工事の環境対策の手引に配慮した工事となるよう心がける。